

第 46 回愛媛都市計画地方審議会（昭和 36 年 2 月 21 日開催）

出席者

会長	知事
委員	運輸技官
同	建設技官
同	県会議員 5 名
同	学識経験者 2 名
同	松山市長
同	松山市会議員 6 名
同	今治市長
同	今治市会議員 6 名
同	新居浜市長
同	新居浜市会議員 6 名
同	大洲市長
同	大洲市会議員 5 名
同	伊予市長
同	伊予市会議員 5 名
同	壬生川町長
同	壬生川町会議員 5 名
同	宇和町長
同	宇和町会議員 5 名
同	野村町長
同	野村町会議員 5 名
同	副知事
同	総務部長
同	民生部長
同	衛生部長
同	商工労働部長
同	土木部長
臨時委員	日本国有鉄道四国支社長
番外 幹事	都市計画課長
番外 同	建築課長

議事項目

- 報第 51 号 委員幹事異動報告
- 議第 321 号 壬生川都市計画区域変更について
- 議第 322 号 松山都市計画公園変更について
- 議第 323 号 宇和都市計画公園並びに同公園事業及びその執行年度割決定について
- 議第 324 号 野村都市計画公園並びに同公園事業及びその執行年度割決定について
- 議第 325 号 新居浜都市計画公共下水道及び同公共下水道事業変更について

- 議第 326 号 松山都市計画街路事業及びその執行年度割変更について
- 議第 327 号 大洲都市計画街路事業及びその執行年度割決定について
- 議第 328 号 大洲都市計画街路事業及びその執行年度割変更について
- 議第 329 号 伊予都市計画街路事業及びその執行年度割変更について
- 議第 330 号 松山都市計画事業復興区画整理事業及びその執行年度割変更について
- 議第 331 号 今治都市計画特別都市下水路事業及びその執行年度割変更について
- 議第 332 号 別子青果株式会社青果市場位置決定について
- 議第 333 号 宇和町火葬場位置決定について

議第 321 号 壬生川都市計画区域変更について

壬生川都市計画区域

周桑郡小松町のうち

新屋敷、南川、北川、妙口、大頭、大郷、明穂及び安井の各大字の全域

周桑郡三芳町のうち

河原津、楠、三芳、実報寺、宮之内、大野、福成寺及び旦之上の各大字の全域

理由書

本町は、新居浜、西条につづく臨海工業地帯として、その飛躍的發展が期待されるところであり、総合的な都市計画を策定し、公共施設の整備と宅地の開発をはかる必要がある。よって周辺隣接地域を含め、本案のように都市計画区域を変更しようとするものである。

議第 322 号 松山都市計画公園変更について

都市計画公園中第 11 号道後公園を次のように変更する。

【番号、名称、位置、地積（ヘクタール）、摘要】

11、道後公園、松山市大字道後、約 8.857、区域変更

別紙図面表示の通り

理由書

道後公園周辺部の公園施設、消防署施設、都市計画街路等の諸計画に関連して、公園区域を再検討した結果、本案のように計画決定区域を変更しようとするものである。

議第 323 号 宇和都市計画公園並びに同公園事業及びその執行年度割決定について

第一 都市計画公園を次のように定める。

【番号、名称、位置、地積（ヘクタール）、摘要】

1、御旅公園、宇和町大字鬼窪 3 の 55 番地、約 3.77、野球場、児童遊戯場、広場、園路、休憩所等、

別紙図面表示の通り

第二 前項の計画を都市計画事業とし、その執行年度割を次のように定める。

昭和 36 年度	約 1 割 7 分
昭和 37 年度	約 2 割 4 分
昭和 38 年度	約 3 割 4 分
昭和 39 年度	約 1 割 3 分
昭和 40 年度	約 1 割 2 分

理由書

宇和町においては、現在まで住民の慰楽及び保健の用に供する公園施設がないので、本案のように都市計画公園を決定し、昭和 36 年度よりこれを整備しようとするものである。

議第 324 号 野村都市計画公園並びに同公園事業及びその執行年度割決定について

第一 都市計画公園を次のように定める。

【番号、名称、位置、地積（ヘクタール）、摘要】

- 1、愛宕山公園、野村町大字野村、約 2.62、主な施設、児童遊戯場、展望台、休憩所、便所ベンチ、藤棚、園路、広場等

別紙図面表示の通り

第二 前項の計画を都市計画事業とし、その執行年度割を次のように定める。

昭和 36 年度	約 6 割 7 分
昭和 37 年度	約 1 割 9 分
昭和 38 年度	約 1 割 4 分

理由書

野村町においては、現在まで住民の慰楽及び保健の用に供する公園施設がないので、本案のように都市計画公園を決定し、昭和 36 年度よりこれを整備しようとするものである。

議第 325 号 新居浜都市計画公共下水道及び同公共下水道事業変更について

第一 都市計画公共下水道を次のように変更する

- 1 排水区域及び面積

【排水区名、面積（ヘクタール）、摘要】

東町排水区、43.881、東町、西町、中須賀、西原町

- 2 下水管渠

【排水区名、区分、名称、起点、終点、管径、管断面（ミリメートル）、延長（メートル）、摘要】

東町排水区、主要幹線、第 1 幹線、新居浜甲 450 番地先、金子甲 451 番地先、250～1,200、1,943
その他、 250～500、9,354

- 3 吐口

【排水地区名、吐口番号、位置、管径又は断面（ミリメートル）、摘要】

東町排水区、1、新居浜甲 450 番地先、450、700、900

東町排水区、2、新居浜甲 450 番地先、1,500、1,700

- 4 ポンプ場

【排水地区名、番号、位置、地積（ヘクタール）、摘要】

東町排水区、1、新居浜甲 450 番地先、0.04、ゼーゼル原動機、直結軸流ポンプ 700mm、70KW、
95 馬力 1 台（既設）、ポンプ 300mm、15KW、20 馬力 2 台ポンプ 500mm、40KW、
50 馬力 2 台

別紙図面表示の通り

第二 昭和 35 年建設省告示 1746 号新居浜都市計画公共下水道事業を前項のように変更する。

理由書

排水区域内の街路の整備に伴い幹線排水管渠の埋設位置を変更し、事業の進捗を図ろうとするものである。

議第 326 号 松山都市計画街路事業及びその執行年度割変更について

都市計画街路中 2 等大路第 2 類第 12 号線の事業執行年度割を次のように変更する。

昭和 33 年度	約 1 割 4 分
昭和 34 年度	約 1 割 6 分
昭和 35 年度	約 2 割 5 分
昭和 36 年度	約 4 割 5 分

理由書

本路線は昭和 33 年度より県知事施行事業として着手したものであるが、用地費の値上がり等のため予定通りに完了できなくなったので執行年度を 1 カ年延長して完成させようとするものである。

議第 327 号 大洲都市計画街路事業及びその執行年度割決定について

第一、都市計画街路中 2 等大路第 3 類第 1 号線、1 等小路第 1 号線を次のように都市計画事業とする。

【街路番号（等級、類別、番号）、街路名称、起点、終点、（主なる経過地）、幅員（米）】

2,3,1、大森徳の森線、大洲市中村殿町 552-3 番地、大洲市若宮字ソウサン 529 番地、9.1~9.9、851、舗装
1,小,1、大洲駅前徳の森線、大洲市若宮字ソウサン 596-10 番地、大洲市若宮字ソウサン 529 番地、
7.9、128、幅員の一部舗装

別紙図面表示の通り

第二 前項事業の執行年度割を次のように定める。

昭和 36 年度	約 5 割 6 分
昭和 37 年度	約 4 割 4 分

理由書

本路線は 2 級国道松山宇和島線に代わる路線として現在改良工事中であるが、今回その緊急性にかんがみ、これが路面を舗装して交通の円滑及び衛生の向上に資そうとするものである。なお本事業は愛媛県知事が執行するものである。

議第 328 号 大洲都市計画街路事業及びその執行年度割変更について

都市計画街路中 1 等小路第 1 号線の事業執行年度割を次のように変更する。

昭和 33 年度	約 5 分
昭和 34 年度	約 2 割 5 分
昭和 35 年度	約 1 割 6 分
昭和 36 年度	約 4 割
昭和 37 年度	約 1 割 4 分

理由書

本路線は、昭和 33 年度より 3 カ年計画で執行中であるが、用地買収並びに家屋移転等その他財政上の問題もあって既定年度に完了できなくなったので、これを本案のように昭和 37 年度まで執行年度を延長しようとするものである。

議第 329 号 伊予都市計画街路事業及びその執行年度割変更について

都市計画街路中 2 等大路第 2 類第 12 号線の事業の執行年度割を次のように変更する。

昭和 33 年度	約 1 割 4 分
----------	-----------

昭和 34 年度	約 1 割 6 分
昭和 35 年度	約 2 割 5 分
昭和 36 年度	約 4 割 5 分

理由書

本路線は昭和 33 年度より県知事施行事業として着手したものであるが、用地費の値上がり等のため予定通りに完了できなくなったので執行年度を 1 カ年延長して完成させようとするものである。

議第 330 号 松山都市計画事業復興区画整理事業及びその執行年度割変更について

昭和 21 年戦災復興院告示第 51 号で決定した松山都市計画事業復興区画整理事業の執行年度割を次のように変更する。

昭和 35 年度まで	約 8 割 8 分
昭和 36 年度	約 2 分
昭和 37 年度	約 2 分
昭和 38 年度	約 2 分
昭和 39 年度	約 2 分
昭和 40 年度	約 2 分
昭和 41 年度	約 2 分

理由書

松山都市計画事業復興区画整理事業は、昭和 21 年戦災復興院告示第 51 号をもって決定以来継続施行中であるが、諸般の事情により清算事務が延引いたし既定年度に完了できなくなったので、これを本案のように昭和 41 年度まで執行年度を延長しようとするものである。

議第 331 号 今治都市計画特別都市下水路事業及びその執行年度割変更について

都市計画特別都市下水路事業の執行年度割を次のように変更する。

昭和 34 年度	約 3 割
昭和 35 年度	約 3 割
昭和 36 年度	約 4 割

理由書

本事業は、昭和 34 年度より継続事業として実施中であるが、財政諸般の事情により既定年度内に完了できなくなったので、これを本案のように執行年度を延長しようとするものである。

議第 332 号 別子青果株式会社青果市場位置決定について

第一 申請者、新居浜市〇〇 別子青果株式会社、代表者

第二 敷地の位置、新居浜市庄内 859 番地

第三 敷地及び建築物の状況

敷地面積、1,692.9 平方メートル

建築物、木造平屋建

集荷及び卸売場	2 棟	594 平方メートル
倉庫	1 棟	66 平方メートル
事務所宿直室	1 棟	66 平方メートル

理由書

最近新居浜市内における人口が増加し、特に住友関係工場の工員が急増し、野菜、果物類が不足しているので、この重要に応ずるための青果市場を開設しようとするものである。

議第 333 号 宇和町火葬場位置決定について

第一 申請者、宇和町長

第二 敷地の位置、東宇和郡宇和町大字卯之町 3 の 97 番地

第三 敷地及び建築物の状況

敷地面積 353.64 平方メートル

建築物 コンクリートブロック造 平屋建 1 棟

建築面積 89.1 平方メートル

建築設備 煙突 鉄筋コンクリート造 高さ 15 メートル 1 基

江口式焼却炉 2 基

重油バーナー 1 台 4 分 1 馬力のもの

理由書

宇和町には町村合併後に石城、中川、田之筋及び卯之町の 4 か所に火葬場があるが、いずれも老朽化して能力が著しく低下し、また建築物も損傷しているのでこの 4 か所を廃止し卯之町の火葬場に統合するので今回の敷地は現在の位置より約 5 メートル下の山林中に建築せんとするものである。

会議録（幹事説明および質疑のみ）

議第 321 号 壬生川都市計画区域変更について

会長代理：この図面ご覧になりますと丹原町が抜けておりましたのでちょっとおかしいようでございます。

当初丹原町も含めて準備を進めて参ったんでございます。まだ日が浅かったもんですから一応壬生川、三芳だけで、将来考えるようにしたわけでございます。

議第 330 号 松山都市計画事業復興区画整理事業及びその執行年度割変更について

会長代理：これは、松山の都市計画事業戦災復興事業の区画整理、当初の 35 年度に終わることになっておったわけでございますけれども、清算事務が相当かかりますのでこれを 41 年度まで延長したいということですが、御審議を願いたいと思います。

議第 332 号 別子青果株式会社青果市場位置決定について

会長代理：ちょっとお断りいたしたいと思いますが、前回の審議におきまして審議保留になっておりました別子青果株式会社の位置の決定については申請人の方から取り除きの願いがありましたので、同議案につきましては廃案といたしたいと思いますのでご了承願いたいと思います。それに加えて今度議案 332 号が出て参りましたのでございますが、特に御審議を願いたいと思います。

委員：新居浜市には青果市場が現在 2 つありまして、いずれこれは原案にさんせいするものであります。将来は自治体の発展上是非とも一つの大きなものにして、そうしていかない手間をはぶいてしかも円満にいけるような線を考えておるような次第でございますが、その時には県法にも御配慮いただきたいと思ひまして原案に賛成いたします。

第 47 回愛媛都市計画地方審議会（昭和 36 年 7 月 7 日開催）

出席者

会長	知事
委員	運輸技官
同	建設技官
同	県会議員 5 名
同	学識経験者 2 名
同	松山市長
同	松山市会議員 6 名
同	今治市長
同	今治市会議員 6 名
同	八幡浜市長
同	八幡浜市会議員 5 名
同	宇和島市長
同	宇和島市議会議員 5 名
同	野村町長
同	野村町会議員 5 名
同	副知事
同	総務部長
同	民生部長
同	衛生部長
同	商工労働部長
同	農林水産部長
同	土木部長
臨時委員	日本国有鉄道四国支社長
番外 幹事	都市計画課長
番外 同	建築課長

議事項目

- 報第 51 号 委員幹事異動報告
- 議第 334 号 松山都市計画街路変更並びに同街路事業及びその執行年度割決定について
- 議第 335 号 今治都市計画街路事業及びその執行年度決定について
- 議第 336 号 野村都市計画街路変更並びに同街路事業及びその執行年度割決定について
- 議第 337 号 松山都市計画公園事業及びその執行年度割決定について
- 議第 338 号 松山都市計画街路事業及びその執行年度割決定について
- 議第 339 号 八幡浜都市計画街路事業及びその執行年度割決定について
- 議第 340 号 宇和島都市計画街路事業及びその執行年度割決定について
- 議第 341 号 今治都市計画街路事業及びその執行年度割決定について

議第 334 号 松山都市計画街路変更並びに同街路事業及びその執行年度割決定について

第一、昭和 34 年 7 月 16 日建設省告示 1290 号松山都市計画街路中 2 等大路第 2 類第 6 号線を次のように変更する。

【街路番号（等級、類別、番号）、街路名称、起点、終点、（主なる経過地）、幅員（米）、延長（米）、摘要】

2,2,6、道後松山港線、湯之町 1580 番地、西須賀町 2299 の 50 番地先、（北味酒町、本町、久万の台、古三津）、15、6,855、幅員及び線形変更

ただし、2,3,8 号線との交差点、2,3,11 号線との交差点、20.0～20.8、1,445

2,3,11 号線との交差点、2, 3,11 号線との交差点より延長約 430m の地点、18.0～18.8、430

2,3,11 号線との交差点より延長約 430m の地点 2,3,11 号線との交差点より約 1645m の地点、14.0～14.8、1,215

2,3,11 号線との交差点より約 1,645m の地点、2,3,11 号線との交差点より約 1,770m の地点、20.0、125

2,3,11 号線との交差点より約 1,770m の地点、2,3,11 号線との交差点より約 2,245m の地点、20.0～26.0、475

2,3,11 号線との交差点より約 2,245m の地点、（1）,5 号線との交差点、20.0、125

（1）5 号線との交差点、終点、30.0、590.

「別紙図面表示の通り」

第二 前項の都市計画街路を次のように都市計画事業とする。

【街路番号（等級、類別、番号）、街路名称、起点、終点、（主なる経過地）、幅員（米）、延長（米）、摘要】

2,2,6、道後松山港線、本町 7 丁目 3 番地の 1、古三津町籠 1993 番地、（久万の台、古三津）、14.0～26.0、3,815、延長の一部

ただし、起点、2,3,11 号線との交差点、20.0～20.8、1,445

2,3,11 号線との交差点、2,3,11 号線との交差点より延長約 430m の地点、18.0～18.3、430

2,3,11 号線との交差点より延長約 430m の地点、2, 3,11 号線との交差点より約 1,645m の地点、14.0～14.8、1,215

2,3,11 号線との交差点より約 1,645m の地点、2,3,11 号線との交差点より約 1,770m の地点、20.0、125

2,3,11 号線との交差点より約 1,770m の地点、2,3,11 号線との交差点より約 2,245m の地点、20.0～26.0、475

2,3,11 号線との交差点より約 2245m の地点、終点、20.0、125

「別紙図面表示の通り」

第三 本事業の執行年度割を次のように定める。

昭和 36 年度 約 1 割

昭和 37 年度 約 2 割

昭和 38 年度 約 2 割

昭和 39 年度 約 3 割

昭和 40 年度 約 2 割

理由書

中心市街地と臨港地帯を連絡するこの路線は自動車交通の増加により混雑が甚だしい主要県道松山港線に代わる事業で既定の計画の幅員を一部変更して本年度より都市計画事業として施行しようとするものである。本事業は愛媛県知事が執行する。

議第 335 号 今治都市計画街路事業及びその執行年度決定について

第一、都市計画街路中 2 等大路第 1 類第 5 号線を次のように都市計画事業とする。

【街路番号（等級、類別、番号）、街路名称、起点、終点、（主なる経過地）、幅員（米）、延長（米）、摘要】
2,1,5、今治駅天保山線、今治市蔵敷 1513-1、今治市蔵敷 1756-3、（蔵敷）、9.8~10.1、270、計画幅員の一部舗装

ただし、有津屋橋橋梁区間は幅員 18 メートルとする。

「別紙図面表示の通り」

第二 本事業は昭和 36 年度において執行するものである。

理由書

本路線の在来橋梁は幅員狭小にして、しかも老朽し自動車交通に危険を生じ、交通に多大の支障を生じているので本事業施行により交通の円滑を計ろうとするものである。

議第 336 号 野村都市計画街路変更並びに同街路事業及びその執行年度割決定について

第一、都市計画街路中 2 等大路第 3 類第 1 号線を次のように変更する。

【街路番号（等級、類別、番号）、街路名称、起点、終点、（主なる経過地）、幅員（米）、延長（米）、摘要】
2,3,1、中村緑ヶ丘線、大字野村 10 号 411-2、大字阿下字御旅下 9 - 209、（法正）、12、2,010、終点変更
ただし石久保橋橋梁区間は幅員 7 メートルとする。

「別紙図面表示の通り」

第二 前項の都市計画街路を次のように都市計画事業とする。

【街路番号（等級、類別、番号）、街路名称、起点、終点、（主なる経過地）、幅員（米）、延長（米）、摘要】
2,3,1、中村緑ヶ丘線、大字野村字向山瀬 12-562-2、大字野村字ミナミ 1 - 506、12、487、延長の一部
「別紙図面表示の通り」

第三 前項の事業の執行年度割を次のように決定する。

昭和 36 年度	約 3 割
昭和 37 年度	約 4 割
昭和 38 年度	約 3 割

理由書

本町の市街地は宇和川をはさんで配置されているが、これを連絡する為に既定計画街路の一部を延長するとともに、その一部を事業化して両市街地の短絡を図ろうとするものである。

議第 337 号 松山都市計画公園事業及びその執行年度割決定について

第一 都市計画公園中第 17 号木屋町公園を次のように変更する。

【番号、名称、位置、地積（ヘクタール）、摘要】

11、木屋町公園、松山市木屋町 5 丁目地内、約 0.107、児童公園

「別紙図面表示の通り」

第二 前項事業の執行年度割を次のように決定する。

昭和 36 年度	10 割
----------	------

理由書

木屋町公園は松山市北西部唯一の児童公園であり、同地区には工場等多く、ために自動車等の交通量は激増しつつある今日、児童を交通禍等から守ると共に健全なる遊戯、運動、休憩所等を通じ情操の純化、

健康の増進及び教養の向上を図るため、同公園を早急に整備しようとするものである。

議第 338 号 松山都市計画街路事業及びその執行年度割決定について

第一、都市計画街路中 1 等大路第 2 類第 4 号線他 3 線を次のように都市計画事業とする。

【街路番号（等級、類別、番号）、街路名称、起点、終点、（主なる経過地）、幅員（米）、延長（米）、摘要】

1,2,4、本町朝美線、平和通り 59 番地、萱町 6 丁目 123 番地の 1、16.3、263.3、幅員延長の一部舗装
2,3,17、鮎屋町中村橋線、御宝町 153 の 1 番地、永木町 94 番地、（北京町 1 丁目、北八坂町）、10.8、
662.3、幅員延長の一部舗装

2,3,15、二番町線、二番町 45 番地の 10、栄町 12 番地、（大街道 2 丁目、北京町 1 丁目）、10.8～7.4、
884.5、幅員の一部舗装

2,3,2、鮎屋町護国神社前線、鮎屋町 3013 番地、道後樋又 1228 番地、（喜代町、西一万町）、10.8～6.5、
1158.85、幅員延長の一部舗装

「別紙図面表示の通り」

第二 前項事業の執行年度割を次のように決定する。

昭和 36 年度 約 4.9 割

昭和 37 年度 約 3.2 割

昭和 38 年度 約 1.9 割

理由書

本路線はいずれも松山市の重要幹線街路であり現在の砂利道では激増する交通量に耐えないため、これが路面の舗装を行い交通の円滑を図り経済衛生等の面からも大いに市民の福祉に貢献し、併せて本市の発展に寄与せんとするものである。

議第 339 号 八幡浜都市計画街路事業及びその執行年度割決定について

第一、都市計画街路中 2 等大路第 3 類第 7 号線を次のように都市計画事業とする。

【街路番号（等級、類別、番号）、街路名称、起点、終点、（主なる経過地）、幅員（米）、延長（米）、摘要】

2,3,2、下松陰五反田線、八幡浜市大字矢野町字フルカハ 456 番地、八幡浜市大字五反田字ヌルヂ 1 耕
457 番地、（五反田）、11.0、905.5

但し五反田橋、橋梁区間は幅員 8 メートルとする。

「別紙図面表示の通り」

第二 前項事業の執行年度割を次のように決定する。

昭和 36 年度 約 1.0 割

昭和 37 年度 約 4.5 割

昭和 38 年度 約 4.5 割

理由書

八幡浜市街と宇和島方面を結ぶ唯一の路線で現在幅員狭小で常に交通の隘路となっているため、そのバイパスとして本路線を築造し、交通の円滑と輸送力の増大に寄与したい。

議第 340 号 宇和島都市計画街路事業及びその執行年度割決定について

第一、都市計画街路中 1 等大路第 3 類第 1 号線他 10 線を次のように都市計画事業とする。

【街路番号（等級、類別、番号）、街路名称、起点、終点、（主なる経過地）、幅員（米）、延長（米）、摘要】

- 1,3,1、丸之内丸穂線、丸之内 1 の 378 地先、裡町 136 地先、(本町)、11、236
- 2,2,1、宇和島停車場宇和島港線、朝日町 318 の 157 地先、朝日町 318 の 150 地先、(朝日町)、14、113.5
- 2,3,1、鶴島町和霊町線、鶴島町 3 の 23 地先、和霊町 125 地先、(和霊町)、6、389
- 2,3,2、鶴島町北新町線、鶴島町 51 の 48 地先、鶴島町 118 地先、(鶴島町)、8~6、265.53
- 但し中橋橋梁区間の幅員は 14 メートルとする。
- 2,3,3、鶴島町明倫町線、鶴島町 51 の 30 地先、裡町 93 地先、(裡町)、8~6、565
- 2,3,5、丸之内裡町線、丸之内 1 の 92 地先、裡町 93 地先、(追手通本町)、6、222.5
- 2,3,6、追手通御殿町線、丸之内 1 の 195 地先、御殿町 2034 地先、(丸之内、御殿町)、6、315.5
- 2,3,12、龍光院前明倫町線、横新町 1 地先、横新町 64 地先、(横新町)、6、240
- 2,3,13、朝日町築地線、朝日町 272 地先、朝日町 318 の 150 地先、(朝日町)、6~11、1,054.5
- 2,3,15、朝日町大浦線、朝日町 519 地先、朝日町 578 の 6 地先、(朝日町)、6、255
- 1,小,6、丸之内妙典寺前線、丸之内 1 の 177 地先、広小路 31 地先、(広小路)、6、175

「別紙図面表示の通り」

第二 前項事業の執行年度割を次のように決定する。

昭和 36 年度	約 2.3 割
昭和 37 年度	約 4.2 割
昭和 38 年度	約 3.5 割

理由書

近時自動車交通は増加の一途をたどり、路面の損傷はなほだしく、ために、交通の円滑を欠き、又環境衛生面においても舗装は急施を要するので、都市計画街路の内 11 路線の舗装と 2 等大路第 3 類第 2 号線鶴島町北新町線の起点にある木橋 12.2m は腐朽はなほだしきため、舗装工事とともに永久橋に架替を実施するものである。

議第 341 号 今治都市計画街路事業及びその執行年度割決定について

第一、都市計画街路中 2 等大路第 1 類第 6 号線を次のように都市計画事業とする。

【街路番号(等級、類別、番号)、街路名称、起点、終点、(主なる経過地)、幅員(米)、延長(米)、摘要】

- 2,1,6、別宮漁師町線、今治市別宮 274 番地の 1、今治市本町 111 番地、8.80~9.15、501、幅員延長の一部舗装

「別紙図面表示の通り」

第二 前項事業の執行年度割を次のように決定する。

昭和 36 年度	約 5 割 5 分
昭和 37 年度	約 4 割 5 分

理由書

本路線は本町近見線と 2 級国道 196 号線を夫々連絡する都市計画街路であるが、沿道にはタオル、ガス等の工場もあり、交通量が増大しつつあるにもかかわらず砂利敷道であるので、これが舗装を施行するものである。

会議録（幹事説明および質疑のみ）

議第 334 号 松山都市計画街路変更並びに同街路事業及びその執行年度割決定について

幹事：簡単に御説明を申し上げます。この道後松山港線は道後の椿湯のところから出発いたしまして、予讃線と伊予鉄の線路を越えまして、古三津へ至る路線でございます。現在のところ三津、高浜方面の沿道は幅員が狭く平均 7 メートルでございます。非常な混雑をいたしております。将来このままではほっておけないところでありますので、本年度よりその事業に着手する段取りになったのでございます。この案の第一は計画の変更で路線の移動もございましたが、幅員の変更もございました。前の計画によると一部 15 メートルになっておりますが、この案の変更によりまして本町のところから久万の台のところまでが 20 メートル、山の中が 15 メートルで向こうに行きますとまた 20 メートル、大可賀に出ますと 30 メートルということになっております。約 2 億 7500 万円の予定でございます。年度割は一応 5 年といたしまして 40 年度に終わる計画でございます。本年度は 1 千万円の事業費を組んでおるわけでございます。この年度割は狂いがきたわけでございます。来年度予定の範囲内に終わりたいと思います。

委員：国鉄線を横切る所は立体交差でございますが、これは大体いつごろになりますか。

幹事：大体 39 年度あたりにいたすつもりでございます。幅 14 メートルです。

委員：この計画について全然異議はございません。この路線でございますが、差し当たりこの線が道後の椿湯のところあたりから道後の町の中をまっすぐ抜けまして通ってゆくことになっております。この道後の町を付き抜いて、それだけの工事をやる必要があるのか、またやれるのかということを考えてみますと、はなはだ無理ではないか。道後の町でこの幅員でもしやるとすると大した切り取りになる。ほとんどやれない、しかもそこに達する上一万から椿湯のところまで、自動車の走る所だから、この 30 メートル道路だから、それよりもこの道路が大体今日県で力を入れてやっておられる湯山区域の開発のためにも、観光温泉文化都市の道路として使用されておるとしてもこの線はやがては観光の一環として湯山に抜けるべき計画になっておるので、それをこの道後の温泉の町の真ん中を通す必要があるかどうか。これを公園の北側を通るか、南側を通るかして冠山の間を抜けるようなことをして、まっすぐ湯山に達する。これは非常に迷惑をする人が出る。それよりか新しく今後役に立つような方向に行く必要がある。大体において個々の家が建たない前にすべきもので、都市の発展を指導すべきものである。しかるに松山あたりでは市外を廻って見ると家が出来てから道路が出来てゆく。そこに非常な無理がある。また個人としても迷惑をするし、施行するにも莫大な費用がいる。こういう例がたくさんある。これは時代の流れによって変わるのでやむを得ないところもありますが、これは時代の推移とともに考えておく必要がある。都市計画というようなものは御承知の通り 20 年、30 年のさきを見越してやるべきである。家を建てさせて後で道路をやるということはできるだけ避けるべきである。県の方針として、松山だけではありませんが、文化が進めば人口が集中するのは当然のことで、これは既定のことであつて、そういう構えをする必要がある。そして一々都市計画を建ててここはこうなるんだということを示しておくということが非常に役に立つ。県に希望して終わります。

会長代理：御意見はよくわかりました。路線については。

委員：路線については結構です。

議第 335 号 今治都市計画街路事業及びその執行年度決定について

幹事：この路線は今治の吹揚公園から天保山駅に抜ける路線でございます。延長 270 メートル、幅員 9.8

～10.1メートルであります。その間に有津屋橋がございます。本年度の事業費は9百万円決定されております。本年度で完成する計画でございます。

委員：愛媛県はこの事業決定を遅く出しておるのであります。理由書を読みますと、第一に説明の所では舗装ももちろんやるように書いておるんですが、この理由書では橋梁のみの理由になっておりますから、第一の説明に合わすんだったら、現在は砂利路であるから舗装するのである。そういうようなものを入れておいていただいた方がつじつまが合うのではないかと思います。

幹事：これはこの理由書を今、ここで変えるということはちょっとむずかしいので御了承願いたいと思います。

議第 336 号 野村都市計画街路変更並びに同街路事業及びその執行年度割決定について

幹事：この図面をご覧になればわかりますようにこの図面の山下附近から出まして緑ヶ丘にいたる路線でございます。この第一の計画変更と申しますのは、この前御審議で決定いたしましたのは赤く塗っております橋のところまで決めておりました。それから先はまだ問題がございましたので、今回話が決まりましたので本案のような計画を追加して延長いたしたいと思っております。それから二番目の、ここに赤く塗っておるところでございます。幅員 12 メートル、延長 487 メートル、橋は延長 70 メートルでございます。事業費は約 5 千万円かかる予定でございます。このうち橋は約半分の 2700 万円、38 年までの 3 カ年計画で、今年度は約 1300 万円の事業をやることになっておまして、大体予定のように事業に入っております。よろしく願いいたします。

議第 337 号 松山都市計画公園事業及びその執行年度割決定について

幹事：本、木屋町公園は図面に緑色で表示してございますが、木屋町 5 丁目にございまして、坪が約 300 坪でございます。本年度単年度で 90 万円の予算でやることにしております。やります事業につきましては植樹とか花壇、緑地帯、それから子供の遊び場、ブランコ、便所、水飲み場、さくといったようなことでございます。

議第 338 号 松山都市計画街路事業及びその執行年度割決定について

幹事：本案は全部舗装の事業費についてでございます。第一番にあげております本町朝美線と申しますのは、この図面に赤く塗っております古町駅近くでございます。それから二番目の鮎屋町中村橋線と申しますのは、一番町と御宝町の間あたりから石手川の方にまっすぐ伸びておるあの線でございます。二番町線は御承知の如く二番町でございます。鮎屋町護国神社前線というのは鮎屋町中村橋線と反対方向に延びております。全部の工事費は約 3800 万円でございますが、これを 3 カ年計画で仕上げる計画でございます。本年度は本町朝美線と鮎屋町中村橋線、二番町線の一部は予算が付いておまして、本町朝美線は完成いたします。鮎屋町中村橋線もほとんど完成いたします。二番町は残ると思います。鮎屋町護国神社前線は本年度予算が付いておりませんので来年度以降に実施する予定でございます。よろしく願いいたします。

議第 339 号 八幡浜都市計画街路事業及びその執行年度割決定について

幹事：この路線は図面に赤く塗ってございますところがございますが、八幡浜駅から町の中心を途中から右に曲がりまして、その曲がったところから始まるのであります。それから新川を渡り田んぼの中を五反田にいたる路線でございます。現在の川沿いの県道が非常に狭いので度々汽車に乗

り遅れるというような話もございまして、数年前から要望しておったのでございますけれども、やっと本年度実施できるような運びになったわけでございます。延長は 900 メートル、幅員 11 メートルでございます。総事業費は約 7700 万円の予定でございまして、36 年度には約 600 万円くらいになっておるわけでございます。よろしく願いいたします。

議第 340 号 宇和島都市計画街路事業及びその執行年度割決定について

幹事：本案は宇和島市の舗装の復旧決定でございまして、たくさんでございますので図面をご覧いただきたいと思っております。これ以外の所はほとんど舗装は終わっておるところでございまして、これが残っておるわけでございます。本年度実施といたしましては上から五番目の所でございます鶴島町明倫町線、これは図面で申しますと宇和島駅前から大通りを通ってまいりますというところとすぐに左の方に曲っていく赤く塗った所の線でございます。それからもうひとつは追手通御殿町線、これは城山の南側の方に赤くぬっておる、あの線でございます。宇和島市といたしましては本年度の事業として、この二つのほかにもう 1 線宇和島駅前から大通りを通って行きますと三つに分かれておりますが、その 1 線を本年度の事業としております。よろしく願いいたします。

議第 341 号 今治都市計画街路事業及びその執行年度割決定について

幹事：この路線は図面の西の左側に赤く表示してあるものでございます。

第 48 回愛媛都市計画地方審議会（昭和 36 年 10 月 31 日開催）

出席者

会長	知事
委員	運輸技官
同	建設技官
同	県会議員 5 名
同	学識経験者 2 名
同	今治市長
同	今治市会議員 6 名
同	伊予三島市長
同	伊予三島市会議員 5 名
同	新居浜市長
同	新居浜市会議員 6 名
同	伊予市長
同	伊予市会議員 5 名
同	副知事
同	総務部長
同	民生部長
同	衛生部長
同	商工労働部長
同	農林水産部長
同	土木部長
臨時委員	日本国有鉄道四国支社長
番外 幹事	都市計画課長
番外 同	建築課長

議事項目

- 報第 52 号 委員幹事異動報告
- 議第 342 号 今治都市計画防火地域の変更について
- 議第 343 号 伊予三島都市計画街路変更について
- 議第 344 号 伊予三島都市計画排水施設追加並びに同路事業及びその執行年度決定について
- 議第 345 号 新居浜都市計画一団地の官公庁施設並びに同一団地の官公庁施設事業及びその執行年度割の決定について
- 議第 346 号 伊予都市計画街路の変更、追加及び廃止について
- 議第 347 号 新居浜都市計画都市下水路事業及びその執行年度割の変更について
- 議第 348 号 伊予三島汚物処理場位置決定について

議第 342 号 今治都市計画防火地域の変更について

理由書

本町 2 丁目に防災建築街区造成法の適用を受けて一大商店街をつくるために、さきに指定した防火地域を更に一部拡張するように変更しようとするのである。

「別紙図面表示の通り」

防火地域 5.48ha

議第 343 号 伊予三島都市計画街路変更について

第一、都市計画街路中 2 等大路第 3 類第 2 号線を次のように変更する。

【街路番号（等級、類別、番号）、街路名称、起点、終点、（主なる経過地）、幅員（米）、延長（米）、摘要】

2,3,2、井関通り線、中曾根街出口 2034、三島町金子 2101 の 2、（三島踏切）、11、1,410、起点位置及び延長の変更

ただし、中曾根街出口 2034、起点より延長 522.75m の地点に至る区間、8、523

「別紙図面表示の通り」

理由書

井関通り線は、昭和 32 年 3 月 30 日建設省告示第 389 号により決定をみておりますが、その後高知県と三島港を結ぶ法王隧道を含む道路が完成し、これと連絡する為及び本路線は両側に簡易裁判所、四国地方建設局三島国道工事事務所、保健所、四国電力営業所等の官公庁地区であり、市街地整備及び主要交通上重要街路となるので、起点変更をしようとするものである。

議第 344 号 伊予三島都市計画排水施設追加並びに同路事業及びその執行年度決定について

第一 都市計画排水施設に次のように第 2 号排水路を追加する。

【番号、名称、起点、終点、主な経過地、幅員（メートル）、延長（メートル）、排水区域（ヘクタール）、摘要】

1、古池排水路、中曾根字井垣 344 番地、中曾根字井垣 428 番地の 1、1.86～2.50、399.5、32.6、1.0
×1.0m～1.4×1.0m

第二 前項の計画を都市計画事業とする。

第三 前項事業は、昭和 36 年度において執行するものとする。

理由書

本市は、製紙工業の隆盛に伴い、最近特に市街地が発展しているが、これの排水は無系統な従来のかんがい用水路のみに頼っている現状で、降雨時には市街地に浸水し、市民の不安その他被害が大きいので、本案のようにこの排水路を整備し、災害の防除及び環境衛生の向上を図り市民生活の安定に寄与しようとするものである。

議第 345 号 新居浜都市計画一団地の官公庁施設並びに同一団地の官公庁施設事業及びその執行年度割の決定について

第一 新居浜都市計画一団地の官公庁施設を次のように決定する。

【番号、名称、位置、地積、建築物の建築予定面積（平方メートル）、附帯施設の建築面積（平方メートル）、摘要】

1、新居浜団地、新居浜市神明町及び繁本町地内、約 8.3 ヘクタール、新居浜市庁舎（900）、
駐車場 1180、建蔽率 20%、容積率 220%、最低限高度 7 メートル
新居浜市議事（470）、新居浜消防庁舎（445）、新居浜市庁舎分館（710）、新居浜税務（610）、新居浜公営企業局（520）、新居浜簡易裁判所（370）、新居浜検察庁（140）、

新居浜法務支局（210）、新居浜電報電話局（1,430）、新居浜職業安定所（144）、新居浜労政事務所（96）、新居浜労働基準（108）、新居浜保健所（360）、新居浜警察署（1,380）、新居浜第一公民会館（1,410）、新居浜市図書館（620）、新居浜市大集会場（1,680）、新居浜市公民館（540）、新居浜郵便局（900）、新居浜市体育館（1,575）

「別紙図面表示の通り」

第二 前項の計画の中次の一団地の官公庁施設を都市計画事業とする。

【番号、名称、位置、地積、建築物の建築予定面積（平方メートル）、附帯施設の建築面積（平方メートル）、摘要】

- 1、新居浜団地、新居浜市神明町及び繁本町地内、約 2.0 ヘクタール、新居浜市図書館、約 620、駐車場 400、建蔽率 24%、容積率 210%、最低限高度 7 メートル、新居浜市公民館（540）、新居浜市大集会場（1,680）

「別紙図面表示の通り」

第三 前項の事業の執行年度割を次のように決定する。

昭和 36 年度	約 3 割 8 分
昭和 37 年度	約 6 割 2 分

理由書

新居浜市においては、隣接町村の合併と市内の工業の発展により、近時急速に人口が増加し、それとともに市の行政事務及び公務員数が増加してきて、現在の各庁舎では不便を来している。ここで現在庁舎の一部を改築するとともに、この計画団地に官公庁施設を集中的に配置し、公衆の利便と公務の能率増進をはかり、あわせて建築物の不燃化の促進と土地の高度利用をはかるよう計画するものである。

議第 346 号 伊予都市計画街路の変更、追加及び廃止について

第一、都市計画街路中次のように 2 等大路ほか、3 路線を変更し、2 等大路第 3 類第 8 号線を追加する。

【街路番号（等級、類別、番号）、街路名称、起点、終点、（主なる経過地）、幅員（米）、延長（米）、摘要】

- 2,3,2、国鉄駅前馬塚線、米湊字安広 832 番地の 1、下吾川字馬塚 1287 番地先、（下吾川字浜田）、11、1,730、終点及び線形の変更

ただし、2,3,7 号線との交差点、終点、8、490

- 2,3,4、築港白水線、灘町字西 171 番地、上吾川字白水 230 番地、（下吾川字一丁地）、11、1,820、終点線形変更

- 2,3,7、南西原馬塚線、下吾川字南西原 1701 番地、下吾川字馬塚 958 番地、11、670、終点変更

- 2,3,8、馬塚市場線、下吾川字馬塚 1225 番地の 1、市場字鳩岡 166 番地の 2、（上吾川字松本）、11、3,540、追加

- 1,小,1、西町谷上線、灘町字西 232 番地、上吾川布部 863 番地、（上吾川字宮ノ前）、8、2,060、幅員変更

ただし、起点、2,3,8 号線との交差点、11、860

「別紙図面表示の通り」

理由書

本市は、昭和 30 年 1 月 1 日附近 3 村を合併したが、この合併に伴い都市的施設を拡充整備するため、臨港地帯、中心市街地及び国鉄貨物集約駅と地方を連絡する路線及びこれに伴う松山宇和島線への連絡路線に関して既定の計画の廃止、線形及び幅員の一部変更及び追加を行うものである。

議第 347 号 新居浜都市計画都市下水路事業及びその執行年度割の変更について

第一 都市計画事業都市下水路中第 2 号江口排水路を次のように変更する。

【番号、名称、起点、終点、主な経過地、幅員（メートル）、延長（メートル）、排水区域（ヘクタール）、摘要】

2、江口排水路、金子乙 15904 番地、金子乙 602 番地、（江口町）、4.0～4.5、1,190、76.0

4.0×1.2、4.2～4.5×1.8

「別紙図面表示の通り」

第二 前項事業の執行年度割を次のように決定する。

昭和 35 年度 約 3 割 5 分

昭和 36 年度 約 3 割

昭和 37 年度 約 3 割 5 分

理由書

江口排水路は、昭和 35 年度より事業に着手し目下改良中であるが、左岸護岸についても改良を要するので、事業内容を変更しようとするものである。

議第 348 号 伊予三島汚物処理場位置決定について

第一 申請者、伊予三島市長

第二 敷地の位置、伊予三島市具定町下具定地内

第三 敷地及び建築物の状況

敷地面積	1,249 平方メートル
建築物	ポンプ室 108 平方メートル
	投入そう上屋 42 平方メートル
設備	投入そう 1
	混合そう 1
	消化そう 1
	曝気そう 1
	沈殿そう 1
	希釈調整そう 1
	撒布炉床 1
	最終沈殿そう 1
	加温そう 1
	脱硫そう 1
	ガスタンク 1
使用馬力数合計	40 馬力

理由書

市制施行以来、工場住宅等で農地の宅地化されたもの 70 ヘクタール化学肥料の普及に伴い、し尿農村還元は年々減少し、夜間海岸及び河川に投棄放流がふえ、市の貯留槽（3000 石）も 4～11 月までには一杯となり汲取業者のし尿処理も行き詰まりを来している状態であり、この問題の解決の為に設置せんとするものである。

会議録（幹事説明および質疑のみ）

議第 343 号 伊予三島都市計画街路変更について

番外幹事：御説明を申し上げます。図面ではちょっとわかりにくいと思いますが。法王隧道ができて、ここまで林道でつながりまして嶺南地区の森林資源が開発されるようになったわけですが、ここに小さい道がございます。現在の処では理想的な取り付け道がないわけですが、この赤で線を書いてございますところに 2, 3, 2 の、あとの方の 2 に書いてございますところから港の方へ出て参りまして、現在の 1 級国道と出会うところまでは都市計画として完成しておるわけですが、それをずっと山手の方へ延長しましてこのたび追加しようとするものであります。昭和 37 年度から実施するつもりで、現在本省の方へ予算の要望をしておるような状態でございます。

議第 344 号 伊予三島都市計画排水施設追加並びに同路事業及びその執行年度決定について

幹事：伊予三島市の都市計画排水につきましては、この古池排水路の近くに青木というところがありますが、そこに青木排水路というものを昨年実施いたしました。本年度は古池排水路を計画いたしまして、計画事業決定をお願いしておるわけでございます。

議第 345 号 新居浜都市計画一団地の官公庁施設並びに同一団地の官公庁施設事業及びその執行年度割の決定について

幹事：新居浜市におきましては、市の施策としまして各種の官公庁を 1 か所に従来集めてございますので、こういった計画をやるのも大変やりやすいような状況でございます。今回市の方でとくに図書館、大集会場、公民館を建設せられるようになりまして、その一体としてこの表示をしてあります部分を官公庁の区域として計画決定をいたしまして、将来立派な整然とした官公庁街を形成するように計画の決定をおねがいするものでございます。

議第 346 号 伊予都市計画街路の変更、追加及び廃止について

幹事：この表をみますと大変わかりにくいのでございますけれども図面をごらんいただきますとよくわかりますが、従来は黄色く塗ってあった分でございますが、茶色に塗ってある分はなかったのでございます。このたび黄色の部分の廃止いたしまして茶色のように変えようとするものでございます。従来の計画では伊予市のまんなかを通っております、2 級国道松山高知線が現在幅員が狭くて交通に不便をきたしておるわけですが、その代わりといたしまして、まだ国道の改修の計画もはっきりとしていなかったものですから、立体交差をできるだけ避けますかめに、国鉄の伊予市駅のずっと裏手の方に、これに書いてあります 2, 3, 8 号線でございます。それからずっと黄色い線で曲がった線がございますが、あれを回って四つ辻の処へ出まして、松前の方へ黄色いまっすぐな線を通して抜けるというのが 2 級国道の代わりの線というつもりであったのでございますが、その後国道の改修が進んで参りまして、現在茶色にぬってございますけれども 2, 3, 8 号線となっておりますが、あの線が出来上がりました。それについて現在のように改定したわけでございます。それからもうひとつは国鉄の前に上の方に参ります線がございますが、その次の松前寄りの方にもう一本ございますが、この線は現在都市計画街路事業としまして、国道までの分は改修済みでございますが、それから市役所の方を向いて現在実施中でございますが、それから鉄道線を越えて山の方へ行きます分は、線路の方に赤い線で横にありますが引いてある分がございます。この分はもと 8 メ

ートルのを今回 11 メートルに幅員拡張しようとするものでございます。この線は新国道と旧国道の連絡にもなりますし、先程説明にもありましたように、国鉄の裏側に貨物の集約駅ができましたので、その搬出路にもなるわけで、引き続いて事業を実施する計画になっております。

委員：本案についてはすでに昭和 29 年 12 月に街路事業として決定しておったんでございますが、その後今説明がありましたように、伊予市といたしましても、道路の計画からみた場合の変更の必要を生じたので、ここに変更の申請をいたしました次第でございますが、本案がここに提出されましたことは、まことに伊予市といたしましても時宜を得たものと喜んでおる次第でございますが、なにとぞこのさい満場のみなさまの御賛成をいただきたいと存じます。

議第 347 号 新居浜都市計画都市下水路事業及びその執行年度割の変更について

幹事：本案につきましては、ただいま申しましたように 35 年度から実施中でありまして、ことし約 900 メートルくらいまでできる予定になっております。当初の計画ではここに点線で書いてございますが、左岸の護岸はこの事業で実施しないことになっておったんでございますが、その後、左岸側も含めて工事をやらなければならないという情勢になってまいりましたので、このたび左岸側を追加しようとするものであります。

議第 348 号 伊予三島汚物処理場位置決定について

幹事：本案につきましては理由書にあるとおりでございますが、これが完成いたしますと、1 日の処理能力が約 36 キロリットルで、3 万 6 千人のし尿を処理することができるというわけでございます。よろしく願います。

第 49 回愛媛都市計画地方審議会（昭和 36 年 12 月 19 日開催）

出席者

会長	知事
委員	運輸技官
同	建設技官
同	県会議員 5 名
同	学識経験者 2 名
同	松山市長
同	松山市会議員 6 名
同	新居浜市長
同	新居浜市会議員 6 名
同	今治市長
同	今治市会議員 6 名
同	壬生川町長
同	壬生川町会議員 5 名
同	宇和町長
同	宇和町会議員 5 名
同	野村町長
同	野村町会議員 5 名
同	保内町長
同	保内町会議員 4 名
同	副知事
同	総務部長
同	民生部長
同	衛生部長
同	商工労働部長
同	農林水産部長
同	土木部長
臨時委員	日本国有鉄道四国支社長
62 番外 幹事	都市計画課長
63 番外 同	建築課長
64 委員	小松町長
65 同	三芳町長

議事項目

報第 53 号 委員幹事異動報告

議第 349 号 壬生川都市計画区域の変更について

議第 350 号 野村都市計画都市下水路並びに同都市下水路事業及びその執行年度割決定について

議第 351 号 松山都市計画公園の変更について

- 議第 352 号 今治都市計画都市下水路並びに同都市下水路事業及びその執行年度割決定について
- 議第 353 号 今治都市計画都市下水道並びに同下水道事業及びその執行年度割の変更について
- 議第 354 号 新居浜都市計画街路事業及びその執行年度割決定について
- 議第 355 号 松山都市計画街路事業執行年度割変更について
- 議第 356 号 宇和都市計画街路事業執行年度割変更について
- 議第 357 号 松山汚物処理場位置決定について
- 議第 358 号 保内町塵芥焼却場位置決定について

議第 349 号 壬生川都市計画区域の変更について

壬生川都市計画区域

周桑郡壬生川町の全域

同郡小松町のうち新屋敷、南川、北川、妙口、大頭、大郷、明穂及び安井の全域

同郡三芳町のうち河原津、楠、三芳、実報寺、宮の内、大野、福成寺及び且の上の各大字の全域

同郡丹原町のうち丹原、今井、久妙寺、池田、願連寺、高知、徳出、徳能、古田、川根、高松、田野上方、北田野、長野、石経、来見、湯谷口、明穂、志川及び寺尾の各大字の全域

理由書

壬生川臨界工業地帯造成に伴い近代的工業都市建設を図るため、さきに広域的な都市計画樹立の必要上壬生川町の全域及び隣接の三芳町、小松町の一部の区域にわたって壬生川都市計画区域を決定したが、最近における工場の著しい進出に伴う背後地整地等の関係から今回更に、現区域を再検討した結果、密接な関係にある隣接の丹原町の一部をも編入することが適当と認められるので本案のように変更するものである。

議第 350 号 野村都市計画都市下水路並びに同都市下水路事業及びその執行年度割決定について

第一 都市計画都市下水路を次のように決定する。

【番号、名称、起点、終点、主な経過地、幅員（メートル）、延長（メートル）、排水区域（ヘクタール）、摘要】

1、丸山下水路、野村町大字野村第 12 号 482 番地、野村町大字野村第 11 号 23 番地、（県道宇和野村線）、1.4～2.0、468、355、断面 1.0+0.52×0.8～1.6+0.82×1.3

「別紙図面表示の通り」

第二 前項の計画を都市計画事業とする。

第三 前項の事業の執行年度割を次のように決定する。

昭和 36 年度 約 5 割 8 分

昭和 37 年度 約 4 割 2 分

理由書

本町は愛媛県南部の山間都市であるが、その排水系統は、従来より不完全であり、かつ地理上豪雨が多く毎年数回市街地に浸水し町民の生活安定に多大の支障を来している現状である。したがって、これが排水施設の重要なものとして、丸山下水路を都市計画事業の施設として決定するものである。

議第 351 号 松山都市計画公園の変更について

第一 都市計画中第 12 号三津公園を次のように変更する。

【番号、名称、位置、地積（ヘクタール）、摘要】

12、三津公園、松山市大可賀町、約 1.3、地積及び位置の変更

「別紙図面表示の通り」

第二 前項事業の執行年度割を次のように決定する。

昭和 36 年度 10 割

理由書

さきに計画決定を受けた三津公園について検討した結果、同公園の位置を変更し、さらに面積を増加した方が公園としてより適当であると考えられるので、本案の如く変更しようとするものである。

議第 352 号 今治都市計画都市下水路並びに同都市下水路事業及びその執行年度割決定について

第一 都市計画都市下水路を次のように決定する。

【番号、名称、起点、終点、主な経過地、幅員（メートル）、延長（メートル）、排水区域（ヘクタール）、摘要】

1、青木川都市下水路、日吉湯殿甲 840 番地の 1、片山上新田 93 番地の 1、（日吉、片山）、2.15～2.9、2616.5、147.9、断面幅 1.2m～2.2m、深さ 1.3m～1.65m

「別紙図面表示の通り」

第二 前項の都市下水路を都市計画事業とする。

「別紙図面表示の通り」

第三 前項の事業の執行年度割を次のように決定する。

昭和 36 年度 約 1.4 割

昭和 37 年度 約 3.7 割

昭和 38 年度 約 3.8 割

昭和 37 年度 約 1.1 割

理由書

在来水路狭小の為上流から到着した水がしばしば氾濫するので、在来水路の改修をするとともに、新設水路によってこれらの水を浅川に放流し、毎年度発生する洪水による被害を除去せんとするものである。

議第 353 号 今治都市計画都市下水道並びに同下水道事業及びその執行年度割の変更について

第一 今治都市計画下水道を次のように変更する

1 排水区域及び面積

【排水区名、面積（ヘクタール）、区域、摘要】

第 1 排水区、118.287、新町、片原町、中浜町、風早町、本町、米屋町及び室屋町の各全部、
大字別宮、大字今治村、大字日吉及び大字蔵敷の各一部

第 2 排水区、67.607、大字蔵敷の一部、排水区的面積の変更

第 3 排水区、52.708、大字今治村、大字別宮の各一部

計 238.602

2 下水管渠

【排水区名、区分、名称、起点、終点、管径又は断面（ミリメートル）、延長（メートル）、摘要】

第 1 排水区、主要幹線、本町通り線、本町 108 番地、常盤町 436 番地、1,650～1,200、1,070
主要幹線、通町線、本町 94 の 2 番地、通町今治村 8 の 5 番地、900、460

主要幹線、宮脇通線、本町 108 番地、宮脇通日吉 832 の 10 番地、800～500、938

主要幹線、駅前通線、広小路今治村 389 の 1 番地、広小路今治村 374 の 6 番地、700
～450、443

主要幹線、旭町線、常盤町 436 番地、旭町今治村 269 の 6 番地、600、250

第 2 排水区、主要幹線、今治駅天保山線、蔵敷 1827 の 28 番地、南堀通り 1514 の 1 番地、1,350、289、名称、起点、管径及び延長の変更

第 3 排水区、主要幹線、北新町線、今治村 1084 の 1 番地、本町 108 番地、1,800～1,650、540

計 主要幹線、 1,800～450、3,980

3 ポンプ場

【排水区名、番号、名称、位置、地積（ヘクタール）、摘要】

1 日本丸ポンプ場、今治市日本丸今治村 1084 の 1 番地、0.208、口径 1,000 ミリ 100 馬力 2 台、口径 250 ミリ 15 馬力 1 台、第 3 排水区、第 1 排水区汚水を排水

「別紙図面表示の通り」

第二 昭和 33 年建設省告示第 161 号今治市都市計画下水道事業を次のように変更する。

1 排水区域及び面積

【排水区名、面積（ヘクタール）、区域、摘要】

第 1 排水区、118.287、新町、片原町、中浜町、風早町、本町、米屋町及び室屋町の各全部、大字別宮、大字今治村、大字日吉及び大字蔵敷の各一部

第 2 排水区、67.607、大字蔵敷の一部、排水区的面積の変更

第 3 排水区、52.708、大字今治村、大字別宮の各一部

計 238.602

2 下水管渠

第 1 排水区、主要幹線、本町通り線、本町 102 番地、常盤町 436 番地、1,650～1,200、953

主要幹線、通町線、本町 94 の 2 番地、通町今治村 8 の 5 番地、900、460

主要幹線、宮脇通線、本町 108 番地、宮脇通日吉 832 の 10 番地、800～500、933

主要幹線、駅前通線、広小路今治村 389 の 1 番地、広小路今治村 374 の 6 番地、700～450、463

主要幹線、旭町線、旭町今治村 349 の 6 番地、旭町今治村 269 の 6 番地、600、105

第 2 排水区、主要幹線、今治駅天保山線、蔵敷 1827 の 28 番地、南堀通り 1514 の 1 番地、1,350、289、名称、起点、管径及び延長の変更

第 3 排水区、主要幹線、北新町線、北新町 45 番地、本町 108 番地、1,800～1,650、291

計 主要幹線、 1,800～450、3,494

第三 前項の事業の執行年度割を次のように変更する。

昭和 32 年度 約 1 割

昭和 33 年度 約 1 割 2 分

昭和 34 年度 約 1 割 9 分

昭和 35 年度 約 1 割 9 分

昭和 36 年度 約 1 割 9 分

昭和 37 年度 約 1 割 5 分

昭和 38 年度 約 6 分

理由書

下水道事業の第 2 号ポンプ場は蒼社川左岸に設置の予定で計画したが、汚水について蒼社川下流の漁業者の反対及び用地問題についての地元農業関係者の反対を受けているので、現在の計画を変更し、特別都

市下水路の既設管に流入させようとするものである。

議第 354 号 新居浜都市計画街路事業及びその執行年度割決定について

第一、都市計画街路中次の路線を都市計画事業とする。

【街路番号（等級、類別、番号）、街路名称、起点、終点、（主なる経過地）、幅員（米）、延長（米）、摘要】
2,3,11、新居浜港田之上線、新須賀甲 464、新須賀乙 339 の 6、(国領川)、11.0、235.8、施行中間に
敷島橋延長 321m、幅員 6m

「別紙図面表示の通り」

第二 前項事業の執行年度割を次のように定める。

昭和 36 年度 約 4 割 1 分

昭和 37 年度 約 5 割 9 分

理由書

新居浜都市計画街路中 2,3,11 号線新居浜港田之上線は本市の中心部を東西に走る重要幹線街路であり、地方産業の振興に重大なる使命を帯び中間に流れる国領川には昭和 33 年度より市事業及び都市計画事業を以て、延長 321m、幅員 6m の長大橋を架設し同路線の経済効果向上に努力してきましたのでありますが、同橋梁の左右岸取付道路の改良によりますますその利点を引揚げんとするものである。

議第 355 号 松山都市計画街路事業執行年度割変更について

第一 昭和 36 年 3 月 25 日告示第 1831 号松山都市計画街路 2 等大路第 2 類第 12 号の事業の執行年度割を次のように変更する。

昭和 33 年度 約 1.3 割

昭和 34 年度 約 1.5 割

昭和 35 年度 約 2.2 割

昭和 36 年度 約 4 割

昭和 37 年度 約 1 割

理由書

本路線は昭和 33 年度より県知事施行事業として着手したものであるが、用地費の値上がり等のため予想外に遅延し予定通りに完了できなくなったので執行年度割を 1 カ年延長して完成させようとするものである。

議第 356 号 宇和都市計画街路事業執行年度割変更について

第一 昭和 33 年 10 月 9 日告示第 1771 号宇和都市計画街路 2 等大路第 3 類第 1 号線の事業の執行年度割を次のように変更する。

自昭和 32 年度

至昭和 36 年度 約 4 割

昭和 37 年度 約 2.2 割

昭和 38 年度 約 2 割

昭和 39 年度 約 1.8 割

理由書

本路線は昭和 32 年度より 5 カ年計画で執行中であるが、家屋密集しているため、用地買収並びに移転等困難な問題があり予定通りに完了できなくなったので執行年度割を 3 カ年延長しようとするものである。

議第 357 号 松山汚物処理場位置決定について

第一 申請者、松山市長

第二 敷地の位置、松山市吉藤町字猪之谷 1630 番地の 2（松山都市計画区域内）

第三 敷地及び建築物の状況

敷地面積 2,796.7068 平方メートル

建築物

選別室及び変電室 鉄筋コンクリート造

建築面積 110.6487 平方メートル

延べ面積 143.4709 平方メートル

投入室 鉄筋コンクリート造 64.009 平方メートル

事務所 木造平家建 72.0758 平方メートル

機械設備

エプロンフィーダ 1 台

ベルトコンベアー 3 台

タノビオスタライザー 1 台

電磁分離機 1 台

振動篩機 1 台

ガラス選別機 1 台

送付機 1 台

電気扇 2 台

使用馬力数の合計 93 馬力

第四 その他

1 処理能力 1 日 30 頓で処理に従事する者は、7 人位である。

2 附近居住者の反対はない

理由書

塵芥焼却場の老朽化による能力低下に反比例して人口増加による塵芥量の増加著しく環境衛生上重大なる支障を来すため、処理場を設置せんとする。

議第 358 号 保内町塵芥焼却場位置決定について

第一 申請者、西宇和郡保内町長

第二 敷地の位置、西宇和郡保内町宮内 1 番耕地の 72 番地第 1（保内都市計画区域内）

第三 敷地及び建築物の設備の状況

敷地面積 203 平方メートル

建築物 木造一部れんが造

建築面積 26.418 平方メートル

延べ面積 38.566 平方メートル

設備 焼却炉 1 基（焼却能力 1 日 4.5 頓）

煙突 1 基（鉄筋コンクリート造高さ 18 メートル）

第四 その他

1 ごみを集める区域 1 日の量

川之石 700 貫
宮内 300 貫
喜須来 200 貫

2 運搬法

荷車（大）3 台で常時 8 人で集荷する

3 附近居住者の反対なし

理由書

保内町における塵芥処理の施設がないので環境衛生上支障があるので今回設置せんとするである。

会議録（幹事説明および質疑のみ）

議第 349 号 壬生川都市計画区域の変更について

幹事：御存じのように壬生川地域は西条とともに港湾並びに埋立事業も進捗いたしてありまして、将来臨海工業地帯として大いに発展する様な計画になっておりますが、その背後地の施設整備の為に旧壬生川町の都市計画を拡張いたす必要があったのでございます。先般そのために三芳町と小松町の一部を拡張いたしたわけでございますが、その当時丹原町につきましても検討せられておったのでございますけれども、その段階におきましては現地の気分が熟しておりませんし、それと見通しもつきかねる状態でございますので、一応、小松町、三芳町だけを拡張したわけでございますが、その後話もだんだん進んでおりましたので、本案のように丹原町の一部を拡張いたしました。この図面でございます赤で塗ってある所を追加しようとするものでございます。この都市計画の区域といたしましては一応体裁が整ったわけでございます。東予地域につきましては現在建設省の広域都市計画の調査区域になってありまして、調査が進められております。地元の協力体制も整えまして来春の 3 月ころには広域都市としての構想が出来上がることになっております。なお現在中央の方で審議されております新産業都市法案が成立いたしました後にはなお新産業都市として採択していただくように推進する考えでございます。なお先般来 800 万円をかけまして西条、壬生川附近の精密な航空写真の図面を作成中でありまして、それも来春 3 月ころには出来上がる予定になっております。なお臨海工業地帯の背後の都市計画県側と議員に委託しまして立派な計画を作るようにしたいものだと考えております。

委員：この理由書にございますように広域的な都市計画の必要上、壬生川町全域、小松町の一部と三芳町のうち一番重要視される字河之内、黒谷と、こういうところを是非加えていただくようお願いいたします。

幹事：この案では現在のように決定しておるわけでございますが、なお今後の状況によりまして、必要によりましては追加いたしたいと思っております。

議第 350 号 野村都市計画都市下水路並びに同都市下水路事業及びその執行年度割決定について

幹事：野村町におかれましては昭和 35 年に街路関係の都市計画を決定せられました。本年度は街路事業と公園事業とそれからここに提案してございます都市下水路事業と 3 つの都市計画事業を実施せられて おります。この説明にございます通り毎年山から押し寄せます水が市街地へ氾濫しておった状況

でございますが、今年度よりこの事業にかかりますために、国の補助でできるようになりました。本年度で約半分実施いたしまして、残りを来年仕上げようというような計画になっております。

議第 351 号 松山都市計画公園の変更について

幹事：これはこの図面をご覧になっていただきたいと思います、この図面に青くぬってございます。大可賀町の地域につきまして、松山から久万の台を越えまして大可賀にいたる県道、三津から松前の方に参ります県道、その他の道路の整備並びにこの松山港の背後の整備をいたしますために区画整理を実施することになりました。その暁にはこの地域が立派な市街地に化してくるわけでございますが、そのためには現在までの公園ではあまりに小さすぎる。もう少し大きくする必要も認められて、約 3 倍の面積になると思っておりますが、本案の通り変更いたしたいと思うのでございます。

議第 352 号 今治都市計画都市下水路並びに同都市下水路事業及びその執行年度割決定について

幹事：本件は御承知の通り山手の方からまいります水が年々市街地に氾濫しておったわけでございます。ここに赤い線で書いてございます通り在来の水路を拡張いたしまして、下流部あたりで新しく水路を開発いたしまして、鉄橋付近で浅川へ放流して氾濫を防ごうという計画でございます。

議第 353 号 今治都市計画都市下水道並びに同下水道事業及びその執行年度割の変更について

幹事：今治市の下水道につきましては、この図面にございます通り西の方につきましては浅川にポンプ場がございまして、あそこで洪水の場合には放流することになっております。それから東の方は黄い線で書いております端の方にポンプ場を設けまして洪水の場合には蒼社川に放流することになっておったのでございますが、この理由書にもございますように汚水とかいろいろ難点があったのでございますが、この点線で書いてございますように一昨年から 3 年がかりで特別都市下水路、これは主に工場排水のために造ったものでございますが、この特別都市下水路が出来上がりまして、新しく天保山の処へポンプ施設ができましたので、公共下水道の方もポンプ場の計画を変更いたしまして、新しく赤で変更追加と書いてございます線を追加いたしまして、将来ポンプを増設いたしまして天保山へ排水しよう。こういう計画に変更いたしますために提案したわけでございます。

議第 354 号 新居浜都市計画街路事業及びその執行年度割決定について

幹事：本案は国領川の河口から 2 番目にございます敷島橋の取付道路でございまして、敷島橋は現在国の補助を得まして市の事業として実施中でございますが、なおその前後の取付道路の必要を生じたわけでございます。これによりまして国領川右岸の住宅のたくさんございます地域と、中心部との連絡が容易になってまいります。尚将来はこの路線を延長いたしまして都市街路網の完成を急がねばならないと考えておるのであります。

議第 355 号 松山都市計画街路事業執行年度割変更について

幹事：この路線は竹原から南吉田へ抜けます。なお飛行場の方へ続いております街路でございますが、本年度で完成する予定でございましたが、だんだんと用地も上がってまいりますし、用地の交渉にも困難いたしまして、できればことし完成いたすつもりでございますけれども、来年に延びそうな様な事が予想されますので、もう一年だけ期間を延長させていただきたいと提案いたしました次第でございます。

議第 356 号 宇和都市計画街路事業執行年度割変更について

幹事：この街路も県事業として昭和 32 年から実施中ですが、だんだんと市街地の密集区域に入っ
てまいりまして、予算も膨大になってまいりますし、当初の計画通りに完成します見込みがなくな
ってまいりましたので、ここ 3 カ年期間を延長したいと思う次第でございます。

議第 357 号 松山汚物処理場位置決定について

幹事：ここにごございます建築基準法但し書きと申しますのは火葬場、汚物処理場、ごみ焼却場など特殊建
築物につきましては、都市計画区域内では位置が決定したものでなければ、新築、増築ができない
ことになっておりますので、その但し書き書に基づいて都市計画審議会の議を経て、支障がないと
認められたものについてはこの限りではないとなっております、この条文によりまして松山の塵
芥処理場の設置をお願いしたわけでございます。

議第 358 号 保内町塵芥焼却場位置決定について

幹事：本案の保内町につきましては都市計画で決定しておりませんので 54 条の但し書きによって御審議を
お願いするわけでございます。

第 50 回愛媛都市計画地方審議会（昭和 37 年 2 月 20 日開催）

出席者

会長	知事
委員	運輸技官
同	建設技官
同	県会議員 5 名
同	学識経験者 2 名
同	松山市長
同	松山市会議員 6 名
同	新居浜市長
同	新居浜市会議員 6 名
同	西條市長
同	西條市会議員 5 名
同	今治市長
同	今治市会議員 6 名
同	伊予三島市長
同	伊予三島市会議員 5 名
同	八幡浜市長
同	八幡浜市会議員 5 名
同	副知事
同	総務部長
同	民生部長
同	衛生部長
同	商工労働部長
同	農林水産部長
同	土木部長
臨時委員	日本国有鉄道四国支社長
番外 幹事	都市計画課長
番外 同	建築課長
委員	愛媛県警察本部長

議事項目

報第 54 号 委員幹事異動報告

議第 359 号 新居浜都市計画新居浜土地区画整理事業を施行すべき区域の決定について

議第 360 号 新居浜都市計画用途区域の変更及び追加について

議第 361 号 新居浜都市計画街路事業(橋梁)執行年度割変更について

議第 362 号 新居浜都市計画街路事業(舗装)執行年度割変更について

議第 363 号 松山都市計画街路事業執行年度割変更について

議第 364 号 松山都市計画下水道事業執行年度割変更について

- 議第 365 号 西条都市計画街路事業執行年度割変更について
- 議第 366 号 今治都市計画事業復興土地地区画整理事業執行年度割変更について
- 議第 367 号 八幡浜都市計画下水道事業執行年度割変更について
- 議第 368 号 伊予三島都市計画街路事業執行年度割変更について
- 議第 369 号 伊予三島都市計画墓地事業執行年度割変更について
- 議第 370 号 伊予三島農業協同組合青果卸売市場位置決定について
- 議第 371 号 八幡浜市塵芥焼却場位置決定について

議第 359 号 新居浜都市計画新居浜土地地区画整理事業を施行すべき区域の決定について、
都市計画新居浜土地地区画整理事業を施行すべき区域を次のように決定する。

第一 区域

愛媛県新居浜市の内

字法目、字下徳常、字上徳常、字神田掛金、字広坪、字繁本、字万願寺、字下初穂、字上初穂、字下宮北、字宮久保、字李、字六反地、字上宮北、字樽丸、字上中竿、字下中竿、字宮の西、字揚須賀、字泉地、字萱…の木、字横本、字元新開、字寺の南、字葛龍淵及び字仏柳の各全区並びに東口新田、字鶴目、字窪田地、字与衛門善兵衛新田及び新々田の各一部並びに大字金子の内下分組及び字古田組の各一部

第二 地積

約 278,000 坪

別紙図面表示の通り

理由書

新居浜市は近年臨海工業地帯として発展の途上でにあり、それとともにその市街地も急速に拡がりつつあるので、新居浜市の中心部において宅地、工業用地等の造成土地の所有関係の調整、公共用地の確保などのため土地地区画整理事業を行い、以て健全な市街地を造成しようとするものである。

議第 360 号 新居浜都市計画用途地域の変更及び追加について

理由書

新居浜都市計画用途地域は昭和 26 年に変更指定され現在に至ったが最近における産業特に臨海工業の急速な発展に伴い従来の用途地域を再検討する必要性が生じたので将来の発展も勘案して本案のように用途地域を追加し変更しようとするものである。

地域別	変更前		変更後	
	面積 (ha)	百分率 (%)	面積 (ha)	百分率 (%)
工業地域	297	27.4	392	27.3
準工業地域	108	9.4	126	8.6
商業地域	156	13.2	166	11.5
住居地域	556	50.0	755	52.6
計	1111	100.0	1439	100.0

「別紙図面表示の通り」

議第 361 号 新居浜都市計画街路事業(橋梁)執行年度割変更について

第一、昭和 37 年 7 月 16 日建設省告示 1288 号新居浜都市計画事業執行年度割を次のように変更する。

昭和 34 年度	約 1.8 割
昭和 35 年度	約 4.1 割
昭和 36 年度	約 3.9 割
昭和 37 年度	約 0.2 割

理由書

本事業は昭和 34 年度より昭和 36 年度までの予定で事業に着手したものであるが、市財政等の事情によって、これを一カ年延長して施行しようとするものである。

議第 362 号 新居浜都市計画街路事業(舗装)執行年度割変更について

昭和 35 年 12 月 9 日建設省告示 2585 号新居浜都市計画事業執行年度割を次のように変更する。

昭和 35 年度	約 3.0 割
昭和 36 年度	約 4.5 割
昭和 37 年度	約 2.5 割

理由書

本事業は昭和 35 年度より昭和 36 年度までの予定で事業に着手したのであるが、市財政等の事情によって、これを一カ年延長して施行しようとするものである。

議第 363 号 松山都市計画街路事業執行年度割変更について

第一、都市計画街路中 2 等大路第 3 類第 13 号線の事業執行年度割を次のように変更する。

昭和 35 年度	約 3.7 割
昭和 36 年度	約 3.9 割
昭和 37 年度	約 0.7 割
昭和 38 年度	約 1.7 割

理由書

本路線は昭和 35 年、36 年度で舗装を完成すべく、昭和 35 年度に着手したものである。その後この路線に下水道の幹線管渠を昭和 37 年度までに埋設することになった。この管渠埋設後に舗装工事を遂行する必要があるため、舗装施行年度を昭和 38 年度まで延長するものである。

議第 364 号 松山都市計画下水道事業執行年度割変更について

第一 松山都市計画下水道事業執行年度割を次のように変更する。

自昭和 32 年度	
至昭和 35 年度	約 3 割 2 分
昭和 36 年度	約 3 割
昭和 37 年度	約 9 分
昭和 38 年度	約 2 割 2 分
昭和 39 年度	約 2 割 6 分

理由書

本事業は松山都市計画下水道事業として昭和 32 年度に着手し、昭和 36 年度に完成予定で施行中であり

ますが、昭和 33 年度に松山地区の都市計画下水道事業を追加し、あわせて双方を施行することになったので、財政その他の事情により施行年度割を変更するものである。

議第 365 号 西条都市計画街路事業執行年度割変更について

第一 昭和 33 年 3 月 28 日告示 584 号西条都市計画街路中 2 等大路第 2 類第 3 号線の事業執行年度割を次のように変更する。

自昭和 27 年度	
至昭和 35 年度	約 5.1 割
昭和 36 年度	約 1.2 割
昭和 37 年度	約 1.9 割
昭和 38 年度	約 1.2 割
昭和 39 年度	約 0.6 割

理由書

本路線は昭和 27 年度より継続して事業執行中であるが、用地費の値上がり等のため予想外に遅延し、予定通りに完了できなくなったので、執行年度を 3 カ年延長しようとするものである。

議第 366 号 今治都市計画事業復興土地区画整理事業執行年度割変更について

第一 昭和 33 年建設省告示 581 号今治都市計画事業復興土地区画整理事業執行年度割を次のように変更する。

自昭和 21 年度	
至昭和 36 年度	約 7 割 9 分
昭和 37 年度	約 6 分
昭和 38 年度	約 5 分
昭和 39 年度	約 2 分
昭和 40 年度	約 2 分
昭和 41 年度	約 2 分
昭和 42 年度	約 2 分
昭和 43 年度	約 2 分

理由書

今治都市計画事業復興土地区画整理事業は昭和 33 年 3 月 28 日建設省告示 581 号をもって昭和 36 年度に完了の見込みでありましたが、その後諸物価の高騰および事業の性質よりみて次第に延引し、今後残事業の完成の為には市費単独事業として工事に 2 カ年を要し、かつ清算事務を円滑に終了するため、この期限を 5 カ年必要とするので、別紙の通り事業の執行年度割を変更するものである。

議第 367 号 八幡浜都市計画下水道事業執行年度割変更について

第一 八幡浜都市計画下水道事業執行年度割を次のように変更する。

昭和 32 年度	約 1 割 1 分
昭和 33 年度	約 2 割 7 分
昭和 34 年度	約 1 割 2 分
昭和 35 年度	約 1 割 6 分
昭和 36 年度	約 1 割 8 分

昭和 37 年度 約 1 割

昭和 38 年度 約 6 分

理由書

昭和 32 年 9 月八幡浜都市計画下水道事業並びにその執行年度割決定を申請鋭意進捗に努めておりますが、財政上の関係で今回年度割変更を申請するものである。

議第 368 号 伊予三島都市計画街路事業執行年度割変更について

第一 昭和 34 年 7 月 16 日建設省告示 1291 号伊予三島都市計画街路事業 2 等大路第 3 類第 4 号線の事業執行年度割を次のように変更する。

昭和 34 年度 約 3.1 割

昭和 35 年度 約 2.5 割

昭和 36 年度 約 3.9 割

昭和 37 年度 約 0.5 割

理由書

この路線は昭和 34 年度より事業に着手したのであるが、用地費及び移転費の値上がりのため、予定通り施行できなくなったので、事業年度を 1 カ年延長しようとするものである。

議第 369 号 伊予三島都市計画墓地事業執行年度割変更について

第一 昭和 32 年 8 月 22 日建設省告示 1031 号伊予三島都市計画墓地事業執行年度割を次のように変更する。

自昭和 32 年度

至昭和 35 年度 約 7.6 割

昭和 36 年度 約 0.6 割

昭和 37 年度 約 0.8 割

昭和 38 年度 約 1.0 割

理由書

本事業は昭和 32 年度より昭和 36 年度までの予定で事業に着手したのであるが、市財政等の事情により、これを 2 カ年延長して施行しようとするものである。

議第 370 号 伊予三島農業協同組合青果卸売市場位置決定について

第一 申請者、伊予三島市〇〇 伊予三島農業協同組合、組合長

第二 敷地の位置、伊予三島市金子 2075 番地（伊予三島都市計画区域内）

第三 敷地及び建築物の状況

敷地面積 2,330.578 平方メートル

建築物

(1) 売場 軽量鉄骨造 平家建 新築 372 平方メートル

(2) 集荷場及び選果場

軽量鉄骨造平家建 既存建物 481.9 平方メートル

(3) 事務所及び倉庫

木造平家建 既存建物 513.146 平方メートル

理由書

現在伊予三島市三島町金子町の家畜市場の一部を借用して市場を開設しておりますが、建物の返還を請求されており、やむなく移転して市場を開設しようとするものである。

議第 371 号 八幡浜市塵芥焼却場位置決定について

第一 申請者、八幡浜市 八幡浜市長

第二 敷地の位置、八幡浜市大字舌間 2 番耕地ミミトリ 197 番地の 1 (八幡浜市都市計画区域内)

第三 敷地及び建築物の状況

敷地面積 1,040 平方メートル

建築物

(1) 炉 (階下) 鉄筋コンクリート造 82.5 平方メートル

炉上家 (階上作業場) 鉄筋コンクリート造及び軽量鉄骨造 82.5 平方メートル

炉下家 (灰作業場及び休憩室) 鉄筋コンクリート造及び軽量鉄骨造 42 平方メートル

(2) 住宅 木造平家 32 平方メートル

(3) 工作物 煙突 鉄筋コンクリート造高さ 36 メートル 1 基

第四 その他

計画蒐集人口 35,900 人

計画蒐集世帯 7,600 世帯

1 日の蒐集量 (塵芥) 15 頓

処理方法 焼却

理由書

八幡浜市における塵芥処理のため設置しようとするものである。

会議録 (幹事説明および質疑のみ)

議第 359 号 新居浜都市計画新居浜土地区画整理事業を施行すべき区域の決定について

幹事：図面に書いておりましたが、通称登道とっております県道から東の方を第 1 期事業としまして、昭和 36 年度から調査にかかっております。それ以外に、東の方から 1,2,1 新居浜駅東須賀線、真ん中の 2,2,2 大江橋久保田線、西の方の 2,3,4 中須賀上原線、それから東西の 2,3,11 新居浜港田ノ上線、それを中心として区画街路を整理するようになっております。第 1 期事業でやる区域は、半分から東の方の区域でその面積は 14800 坪です。

議第 365 号 西条都市計画街路事業執行年度割変更について

幹事：これは図面にございますとおり、加茂川橋を通りまして最初の国道から港の方へ行く道路でございまして、27 年度から県事業として執行中でございますけれども、ここにもございます通り事業費の値上がりの為、それに応ずるだけの国の予算の割り当てでもございませんので、遅れまして 3 年ばかり延長したいというものであります。

委員：ただいま上程になりました 365 号議案でございますが、一応あと 3 年という継続事業になっておるのでございますが最後の 39 年度に至りましては道路の延長わずか 20 メートルでございまして、

事業総額から申しまして1割に足りない0.6割という額でございますので、この分をぜひ37、38年度に繰り上げて一応施行をお願いしたいのでございます。

幹事：事業の執行年度につきましては、予定は39年度までとなっております、出来るだけ早くやりたいと思っておりますので、そのように努力したいと思っております。

委員：西条のあそこだけが、諸般の事業からみて、とくに値上がりしたという、そういう原因は何かあるんですか。他市と比較いたしまして。

幹事：あそこだけではございません。全般的に値上がりして、初めの予定よりも工費がたくさんかかります。それに応じて国の方から予算も増額になっておりますけれども、それに応ずるだけの配当がないものがありますから、どうしても予定より期間の延長をお願いしておるわけで、申し訳ないんですが、

委員：ちょっとおうかがいいいたします。これは早くできるのでけっこうですが、補助関係はどうなりますか。つまりそれを早く切り上げることによって、ほかのものも早くやらなければならぬ。つまり補助関係。

幹事：これは、補助の時は、實際上あまりこれに頼ってないんじゃないかと思えます。これよりも国の予算は内輪ですから。

委員：早くできるのはけっこうですが、国の補助に依ってやる場合には決議によると思えます。その点において、39年度に回す補助を、先に繰り上げることにしてもらおうほうが合理的のように思うんですが、その点はいかがですか。

幹事：それよりも法律の問題、用地買収の問題、そのために事業を延長しておかなければならないのでございます。工事の方は出来るだけ早く仕上げたいと思っております。

議第366号 今治都市計画事業復興土地区画整理事業執行年度割変更について

幹事：今治市の戦災復興の区画整理でございまして、国の補助はもう打ち切りになっておるのでございますけれども、なお一部の都市単独の事業も少し残っておりますし、そのあとに続いての清算事務を円滑に終了させるための期間を5年間延長いたしまして、昭和43年度に完成というように変更したいと思えます。

委員：これは切り上げてよかろうという点もあるんですが、こういう事業があまり長引くということは、いろいろの点においてかえって損じゃないかと思えます。つまり今日のごとき物価がどんどん上がってきており、土地の値段が上がっておる時に、こういうように延ばすということは具合が悪いんじゃないかと思えます。どうしてもしかたがないというものなら別ですが、できることなら、今後はこういうように長く延ばさないようにして戴きたいと思えます。私は強いては申しませんが、なるべくこれはできるだけ切り上げてやるべきであると思えます。

幹事：工事は終わっても、あとに清算事務が残るものでありますから。

議第370号 伊予三島農業協同組合青果卸売市場位置決定について

幹事：これは理由書のとおりでございまして、これができますと、もう1か所青果市場がございまして、三島市には2か所青果市場ができるということになるわけでありまして、主要な1級国道から離れており、都市計画の区域内でありますので、さしつかえないものと思ひまして御審議をお願いする次第でございまして。

委員：この地図をみますと、道路がはっきりしてないんですが青果市場のごときは特に道路が最も主要なものでありまして、そのようにつくらなければなりません、これはどうなっておりますか。

幹事：現在 6 メートル道路があるんでございます。

議第 371 号 八幡浜市塵芥焼却場位置決定について

幹事：この塵芥焼却場は、図面の端の方を書いてございますので、わかりにくいと思いますが、左の下の方に赤でしるしをつけてあります。これは県道に接しておりますけれども、市街地から遠く離れておりまして、さしつかえないものと考えてるのでございます。八幡浜市には焼却場が現在 2 か所あるそうでございますけれども、老朽化しましたので、新しくこれを 1 本にして建設するという計画になっております。よろしく願いいたします。

議第 364 号 松山都市計画下水道事業執行年度割変更について

幹事：この理由書がちょっとわかりにくいと思いますが、本案の年度割と申しますのは、三津地区の下水道でございまして、32 年度に始めまして 36 年度に終わる計画でございましたけれども、33 年度から松山の区域の下水道が大規模に始まりましたので、ここに書いてありますとおり、年度が少し伸びるようなことになっております。よろしく願いいたします。